

お知らせ 介護保険料は大切な財源です。期限内に納めましょう。

介護保険料は

- 1 介護サービスを利用されるための大切な財源となります。
- 2 介護サービスにかかる費用は、介護サービス利用時の利用者負担を除いた費用のうち23%を65歳以上の人の保険料でご負担いただくように決められています。(残りの77%は、国県市町の公費と40歳から64歳までの人にご負担いただいています。)

令和7年度の介護保険料額納入通知書は、普通徴収(納付書払い)は6月中旬に、特別徴収(年金天引き)は7月中旬に郵送します。

- 3 令和7年度介護保険料の額は、納入通知書でご確認ください。
- 4 令和7年6月以降に65歳の誕生日を迎える人には、誕生月の翌月中旬までに納入通知書を郵送します。

介護保険料(普通徴収)の納期および納期限と口座振替日

納期(納付月)	納付書払いの納期限	口座振替の引落日
1期(6月)	令和7年6月30日(月)	令和7年6月30日(月)
2期(7月)	令和7年7月31日(木)	令和7年7月31日(木)
3期(8月)	令和7年9月1日(月)	令和7年8月29日(金)
4期(9月)	令和7年9月30日(火)	令和7年9月30日(火)
5期(10月)	令和7年10月31日(金)	令和7年10月31日(金)

納期(納付月)	納付書払いの納期限	口座振替の引落日
6期(11月)	令和7年12月1日(月)	令和7年11月28日(金)
7期(12月)	令和7年12月26日(金)	令和7年12月26日(金)
8期(1月)	令和8年2月2日(月)	令和8年1月30日(金)
9期(2月)	令和8年3月2日(月)	令和8年2月27日(金)
10期(3月)	令和8年3月31日(火)	令和8年3月31日(火)

●納付書で納付する場合、どこで納めればいいのか？

納付書の裏面に記載している金融機関等やコンビニエンスストアで納めることができます。

納め忘れをなくすためにも口座振替が便利です。口座振替を希望される人は納付書、預(貯)金通帳、印鑑(通帳届出印)をご持参のうえ納付書裏面記載の金融機関にてお申し込みください。

●督促状が送られてきた場合、どうすればいいのか？

保険料を納期限までに納付されていない場合には翌月に督促状兼納付書を送付します。

督促状兼納付書の裏面に記載している金融機関等やコンビニエンスストアで納めてください。この場合、二重納付とならないように当初送付している納付書は破棄してください。

●65歳になったらすぐに特別徴収(年金天引き)に切り替わるの？

老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円以上支給されている人は、早くて半年から1年以内に特別徴収(年金天引き)に切り替わります。

なお、特別徴収(年金天引き)は、要件を満たせば自動的に切り替わりますので手続きは不要です。

●納付に困っている時や保険料に疑問がある場合には？

経済的な理由や入院療養などにより一時的に納付が困難な人や保険料の算定方法などについて疑問がある人は、介護保険事務所業務課業務係☎0954-69-8223または市町の介護保険担当課にご相談ください。

特別の理由(収入減・災害・低所得等)があるときには、介護保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。なお、減免申請の受付は、納入通知書がお手元に届いてからとなりますのでご注意ください。

■介護保険料を納めないでいると

1年以上保険料を滞納した場合は、介護サービスの費用がいったん全額利用者負担になります。

1年6か月以上滞納した場合には、一時的に保険給付が差し止められます。

未納期間に応じて利用者負担が3割または4割に引き上げられ高額介護サービス費が受けられなくなります。

**詳しくは ▶ 杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所 業務係
福祉課 高齢者支援係**

**☎ 0954-69-8223
☎ 82-3187**

お知らせ 介護保険負担限度額認定の更新申請について

現在お持ちの「介護保険負担限度額認定証」は、有効期限が7月31日(木)までとなっています。

今後も介護保険の施設サービスやショートステイをご利用予定の人は、更新申請が必要です。更新申請の書類を7月18日(金)までに提出してください。

更新申請に必要な書類

- ①介護保険負担限度額認定申請書
- ②同意書

③預貯金などの資産状況を確認できるもの(通帳・定期預金証書の写しなど)

●現在、介護保険負担限度額認定証をお持ちの人には、6月中旬に更新手続きの通知を送付する予定です。なお、結果の送付については、8月中旬頃の予定です。

詳しくは ▶ 杵藤地区広域市町村圏組合

**介護保険事務所 給付係
福祉課 高齢者支援係**

**☎ 0954-69-8221
☎ 82-3187**